

女川町におけるセーフティネット保証に関する取扱いについて

女川町産業振興課

1. 申請対象事業者について

- ・女川町で認定できる事業者は、本店登記の所在地が女川町で1年間以上継続して事業を営んでおり、認定を受けたい各号の売上げ減少率を満たす事業者です。

例：会社の本店と支店が異なる場合

- ・本店所在地が女川町、支店が石巻市 → 女川町への申請
- ・本店所在地が石巻市、支店が女川町 → 石巻市への申請

・個人事業主の場合は、認定を受けたい事業所の所在地が女川町であり、1年間以上継続して事業を営んでおり、認定を受けたい各号の売上げ減少率を満たす事業者です。

例：店舗と住宅が異なる場合

- ・住所が石巻市、事業を営む店舗が女川町 → 女川町への申請
- ・住所が女川町、事業を営む店舗が東松島市 → 東松島市への申請

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の事業者については、創業者等運用緩和の様式による申請が可能となっていますので、そちらを確認の上申請してください。

2. 「最近1ヶ月」の売上高について

- ・各種様式に記載されている「最近1ヶ月」の売上高については、申請月の1ヶ月前の売上げが原則となります。ただし、申請月の1か月前の売上げが未集計の場合は、2か月前の売上げでも可能とします。

例：1月に申請する場合 最近1ヶ月：12月

→ 12月（実績）、1月（見込み）、2月（見込み）

例：1月に申請する場合 最近1ヶ月未集計の場合：11月

→ 11月（実績）、12月（実績or見込み）、1月（見込み）

3. 提出書類について

◎認定に必要な各書類は下記のとおりです（各1部ずつ）。

提出書類		
1	各種申請様式	ホームページからダウンロード
2	委任状	金融機関が提出する場合
3	売上高計算表 ※1	ホームページからダウンロード
4	売上高が確認できる書類	月別の試算表、売上台帳など
5	会社の所在が確認できる資料	(法人) 履歴事項全部証明書 (個人) 確定申告書の写しなど

※1 売上高計算表は、同様の内容が記載されているのであれば、別の書式を用いても構いません。

- ・上記の他に、必要に応じて追加で書類を求める場合があります。
- ・上記書類が全て揃った時点で書類を受理します。例えば、履歴事項全部証明書が添付されていない状態では書類の受理は行いません。また、金融機関が書類を持参した場合は事業者から金融機関への委任とみなしますので、委任状を提出願います（金融機関からの委任状がない場合は、受理できません）。

4. 「最近1か月」の運用緩和

- ・新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、「最近1か月」の弾力的な運用として、確認可能な「最近1か月」の売上高等が前年同期に比して増加しているなど、前年同期との比較が適当では無いと認められる場合には、認定にあたって比較する期間を「最近6か月平均」とします。通常様式とは別な様式がありますので、そちらを使用して申請してください。
- ・「最近1か月」の運用緩和により申請する場合は、「弾力的な運用に係る売上高計算表」と「売上高計算表」を一緒に提出願います
- ・例：セーフティネット4号の場合

緩和前

最近1ヶ月と前年同期の比較 + 最近3ヶ月の合計と前年同期の比較

緩和後

最近1ヶ月 + 前年同期の比較 + 最近3ヶ月の合計と前年同期の比較

又は

最近6ヶ月平均と前年同6ヶ月平均の比較

+

最近6ヶ月平均とその後2か月の合計の前年同期の比較

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の事業者で、創業者等運用緩和の様式により申請する場合、「最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間」における「最近1ヶ月」については、「最近6か月平均」との読み替えを行わないものとしますので注意してください。

5. 売上高等の前年同期との比較について

- ・セーフティネット保証の認定における売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、原則として前々年の同期と比較することとします。
- ・一方で、同感染症の影響が長期化しており、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することとします。
- ・最近3か月間の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較することとします。
- ・なお、各認定において、最近1か月の後2か月を含む3か月の前年同期のいずれかの月が同感染症の影響を受けた後の期間に含まれる場合、当該月に代えて同感染症の影響を受ける直前同期の月を比較対象とします。
- ・令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少でいずれかのセーフティネット保証の認定を受けている事業者で、令和3年1月以降に再度認定を受ける場合は、売上が減少した月を比較対象外とみなします。